

少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達（3）

フランス刑事立法研究会（訳）

大貝， 葵

金沢大学人間社会研究域法学系： 准教授

井上， 宜裕

九州大学大学院法学研究院： 教授

<https://doi.org/10.15017/2534542>

出版情報：法政研究. 86 (2), pp.63-70, 2019-10-17. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月 二四日の通達（3）

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達

序論

I―被拘禁少年

II―少年に特化した行刑施設または少年区画への若年成人の

例外的据置（以上、八五卷一号）

III―被拘禁少年に働きかける者

IV―拘禁体制

4・3・3―少年の仕事へのアクセス（以上、八六卷一号）

4・9―秩序回復措置（以上、本号）

V―出所計画の準備及び刑の修正

VI―被拘禁少年に適用される懲戒体制

4・4―外部との関係

4・4・1―被拘禁少年に対する親権行使

家族は、共同社会内への少年の再統合のプロセスにつき、最重要の役割を果たす。したがって、家族関係の維持は、拘禁の進捗及び出院の準備につき、拘禁の真の課題となる。

それ故、少年の状況が許し、かつ、裁判官の反対意見がない限り、行刑職員及び少年司法保護局は、これらの関係を促進し、及び、拘禁の進捗に関し、家族を関わらせるよう留意しなければならない。

民法第三七一―一条に定義される親権の行使は、少年の収容によって中断されない。施設長及び少年司法保護局の諸機関は、（家族への）情報の伝達を確実にを行い、当該権限を有する者の意見を収集する。

親権を有する者の意見、又は、同意若しくは許可が得られなければならぬ状況を詳細に記載した二〇〇九年一月二六日第〇一二八三号DAP通達に基づき現代化された電子情報記録簿は、本通達に添付される。

4. 4. 2―面会、信書、電話及び自弁

a―面会室

面会に関する刑事訴訟法典第R.五七―八―八条以下の諸規定は、被拘禁少年に適用される。刑事訴訟法典第D.五一―五条に従って、少年に対する親権保持者又は少年の法的代理人は、施設長に対してなされたすべての面会許可申請につき情報を伝達されることに注意しなければならない。

A P及びP J Jは、最短期間での面会許可の取得を促進しうる方法を実施する。面会の最短間隔は成人に関してと同様である。

加えて、少年の家族が施設の遠方に居住しており、かつ、頻繁に移動することができない場合、少年及び少年の家族の利益のために、拡張された面会室が必然的に導入されることが適切である。

b―家族生活ユニット(U V F)及び家族面会室(P F)

刑法は、家族面会室及び家族生活ユニットへの少年のアクセスを排除しない。

刑法第三六条は実際、次のように規定する。「刑罰施設内に設置される家族生活ユニット又は家族面会室は、すべての被拘禁者を受入れることができる。すべての被拘禁

者は自らの申請により、少なくとも三カ月おきの面会訪問を家族生活ユニット又は家族面会室にて享受することができる。その期間は面会人が遠方に住んでいることを考慮しつつ決定する。被告人に関しては、当該権利は、管轄権限を有する司法官憲の同意を条件に行使される。」

c―信書

信書に関する刑事訴訟法典第R.五八―八―一六条以下の諸規定は、被拘禁少年に適用される。

d―電話

総則規定

有罪宣告を受けた少年及び被告少年に対して電話へのアクセスを許可している刑事訴訟法典第D.五一―五―一条の特別規定を留保しつつ、電話に関する刑事訴訟法典第R.五七―八―二―一条以下の諸規定は被拘禁少年に適用される。

これらの規定の実施は、技術的設備及び電話回線の設置により必然的に条件づけられる。

少年は、自らの家族構成員、又は、自らの教育若しくは自らの社会統合に実際に関与する者へのみ電話をしうる(刑事訴訟法典第D.五一―五―一条)。電話番号および通話相

手の身元は施設長へ通知されなければならない。

被拘禁少年がこれらの者の内の一人へ電話することを望む場合、これらの者が自らの身元及び連絡先の正しさを証明することを目的として、施設長はこの者へ郵便を送付する（住所及び親族関係に関する証明書）。

理由を付した決定により、施設長は、規律秩序、保安、及び、刑法犯の予防を理由として、並びに、電話連絡が被拘禁者の再統合に反することが危惧されると施設長が評価する場合、または、通話の相手方の請求に基づき、電話連絡の許可を拒否する又は取り消すことができる（刑事訴訟法典第D.五一五―二条第二項）。

施設長は、より一般的な方法により、電話へのアクセスが被害者の利益侵害をもたらさないことに留意しなければならない（二〇〇九年一月二四日の行刑法典第一条及び刑事訴訟法典第D.五一五―一条第二項）。

電話連絡の許可の拒否又は取消が検討される場合、施設長は、事前に、少年司法保護局の諸機関の意見を聴取しなければならない。

二〇〇〇年四月一二日の法律第二〇〇―三二一号第二四条に規定される事前の対審手続きは、被拘禁者の請求に基づき行刑機関が判断する場合を除いて、適用される。

電話へのアクセスの頻度、日付及び時間、並びに、電話連絡の長さは、施設の内部規則により定められ、少年及び親権保持者に伝えられる。

被拘禁少年の電話での会話は、刑事訴訟法典第七二七―一条の規定に従い、傍受され、録音され、又は、中断される。

被告人に認められた当該許可は、有罪判決が終局のものとなる場合で、刑事訴訟法典第D.五一五―一条に規定される理由のうちの一つに基づく、前述した施設長の反対決定の場合を除き、有効となる。

被拘禁少年への特別規定

施設長の決定に加えて、一件書類が託されている司法官の許可が、刑事訴訟法典第R.五七―八一―二一条の条件下、必要となる。当該許可は、少年の拘禁に際して作成される個別調書の中に有効に記載される。司法官は、したがって、少年が電話することを許可されている者の一覧を、個別調書に明示される。電話に関する記載事項がまったく載っていない場合、施設長は、少年が電話することを請求した者の一覧を司法官に伝達し、少年が電話することを許可されるのか否かを把握するために、関与する司

法官に申立てを行わなければならない。

管轄権限を有する司法官の応答がない場合、少年は電話することができない。

少年からの新たな請求ごとに、一件書類を託される司法官が新たに判断を求められなければならない。

不測の事態の場合には、施設長は、手続きを担当する司法官の管轄に属する終局決定に先立ち、電話連絡の許可の効力を一時停止させることしかできない。

e—自弁

刑事訴訟法典第R.五七—六一八条に付随する、行刑施設標準内規第二五条は、少年の自弁管理につき特別な規定を設けていない。しかしながら、自弁は、少年と金銭及び食品による健康管理に関する教育的活動を展開させる上で、有益な援助を構成する。内部規則は、当該事由に関し、特別な方法を規定することができる。

すべての被拘禁少年は、テレビへの無料アクセスを享受し、そのため、特別な自弁引換券を用意する必要がない。

いずれにせよ、一人の同じ少年により購入された製品の性質および量に関する監督がなされることが望ましい。法律又は規則により少年に許可されていない製品（例えば、

たばこ、成人誌）は、あらゆる方法でもって、自弁購入可能な製品一覧から排除されるべきである。

有罪宣告を受けた少年の場合には施設長が、被告少年の場合には予審を担当する司法官が、記名人りの計算書に基づき実施される支払いを明示的に許可する権限を有する（刑事訴訟法典第D.三三〇条）。

記名人りの計算書のリストの交付は、P J Jの教育機関にとつて、特に、少年により自費で購入された製品の性質に関し、少年の家族との関係を確保する好機となる。

4・5—治療へのアクセス

被拘禁者の公衆衛生上のケアに関する方法を示したハンドブックは、公衆衛生上のケアに関するあらゆる措置を示している。当該ハンドブックは、司法の手にある成人及び少年に関係する。当該ハンドブックは、万が一の場合に、参照されうる。

4・6—少年の食事

刑事訴訟法典第D.五一九—一条が規定するには、被拘禁少年の食事は、食事療法学の原理にしたがい構成され、フランスの取れた規則正しい食事の下で少年たちの教育を可

能にする条件のもと、供給される。

少年の毎日の食事は、一度の朝食、二度の食事、及び、午後の間食によらなければならない。

食事は共同でとりうる。

（大貝葵）

4・7・1―保安措置

行刑施設の利用しうる保安措置及び強制手段、とりわけ、刑事訴訟法典第R.五七―七―七九条によって定められる措置は、体系的に被拘禁少年に適合していなければならない。

4・7・1―手錠及び足枷

刑事訴訟法典第八〇三条は、「何人も、他者または自身にとつて危険であるか、逃走を試みる恐れがあると見されない限り、手錠または足枷を装着されえない」と定める。

刑事訴訟法典第R.五七―六―一八条に付随する、行刑施設標準内規第七条Ⅲは、手錠または足枷は「逃走に対する予防措置」によって用いられうると定める。

少年に関して、法律によって付与される、手錠及び足枷装着の例外性は、特に尊重されなければならない。従つて、

手錠の装着は、犯罪特性（例えば、暴力行為の有罪宣告）、拘禁の理由となつた事象、または、逃走の恐れにより、危険性が明白な少年に限られる。

足枷の装着は、重大な危険のあるきわめて例外的な場合に限られ、手錠の装着と併用されてはならない。

少年の危険性、逃走の恐れ及び少年の健康状態に鑑み、被拘禁少年が強制手段の対象とならなければならないか否かを決定し、その性質を明示するのは、施設長または施設長に指名された者の権限である。この評価は、個別化された、詳細なものでなければならない。施設長の決定は、検証可能性を担保するため、書面によって定式化されなければならない。

4・7・2―検査

参考までに、二〇〇九年一月二四日の行刑法第五七条によれば、検査の実施は、犯罪の推定、または、被拘禁者がその行動によって人身の安全及び施設の健全な秩序に生じさせる危険によって正当化されなければならない点を指摘すべきである。

少年に適用される、被拘禁者の検査に関する、刑事訴訟法典第R.五七―七―七九条以下によって想起されるのは、

被拘禁者に対して検査が実施されなければならないのは、諸事情に鑑み、それが要かつ均衡性を有している場合のみということである。被拘禁者の検査に関する二〇一一年四月一四日の通達は、E P M及びQ Mにも同様に適用される資格を有している。

かくして、検査の実施は、二つの基準に答えなければならない。即ち、それは、必要性、及び、均衡性である。

必要性の基準に関して、逃走の恐れ、犯罪の準備もしくは実行、または、許可されていないもしくは人身の安全及び施設の健全な秩序を危殆化しうる物体もしくは物質の持ち込み、流通もしくは持ち出しを疑わせる諸要素に鑑みて、検査の実施が正当化されるものでなければならない。

均衡性の基準に関して、その原則は、以下の二つの軸で展開される。

- 一方は、検査の頻度である。より正式な検査措置は、被拘禁者に対して、とりわけ、被拘禁者が特に暴力的な行動、刑事上の境遇から危険性を呈している場合、または、被拘禁者が逃走の恐れを呈している場合に実施される。

— 他方は、検査を実行するために用いられる手段の程度である。電子的探知という手段の利用では不十分であ

ることが明らかな場合、この措置は、触知による検査という形で実施される。とりわけ探索される物体または物質の性質の故に、触知による検査でも不十分であることが明らかな場合、全面的な検査が実施される。最後に、注意喚起までに、内部の身体検査は、検察の請求に基づき、医師によってのみ実施される。

4・7・3―隔離

行政的なものであれ、司法的なものであれ、いかなる隔離措置も、被拘禁少年に対してはもはや宣告されえない。

行政隔離は、実際、少年については、二〇〇七年五月九日のデクレ第二〇〇七―七四九号第一二条の施行日から廃止された。二〇〇九年一月二四日の刑法法によって追加された、刑事訴訟法第七二六―一条は、被拘禁少年に対する行政隔離を禁じている。

他方、司法隔離のいかなる特別な制度も、行刑法の適用に関する二〇一〇年一月二三日のデクレ第二〇一〇―一六三四号の中で、少年について規定されなかった。以上のような制度が欠けるため、当該措置は不可能である。

4・8―個別的保護措置

全ての被拘禁少年は、個別的保護措置を受けるよう請求することができる（刑事訴訟法典第D.五二〇条）。

施設長は、拘禁の状況または少年の人格が特別な保護措置の実施を必要とする限りで、学際的チームの意見を聴取した後、この請求を認容することができる。実際、拘禁期間中、少年は、集団を前にして、重大な困難または潜在的もしくは顕在的危険に出くわすことがあり、その際には、集団生活から当該少年を一時的に分離する必要がある。

この措置について、施設長が職権で決定することはできない。この措置に対する少年の同意が書面で獲得されなければならぬ。

個別的保護に服する旨の決定は、手続書類を託されまたは刑の適用の任を負う司法官に通知されなければならぬ。親権保持者への情報伝達は、少年司法保護局の機関によつて保証される。

個別的保護措置に浴する被拘禁少年は、指導及び強化された教育的監督の対象となり、必要な場合、集団生活の全部または一部が免除されうる。但し、この措置が、措置と両立しうる状態に従つて、被拘禁少年の権利行使、とりわけ、訪問、通信、散歩、自弁の権利、または、教育、社会

教育的活動、スポーツ及び信仰へのアクセス権の行使を妨げるものではないことを示しておくべきである。

保安と保護の目的を両立させるには、少年を個室に収容するのが望ましく、そうすることによって、専門家による指導を維持しつつ、集団から十分に距離を取ることが可能になる。この措置の実施態様は、建物の形状如何にかかっており、その決定権限は、施設長に属する。

個別的保護措置の期間は、六日を超えてはならないが、一度、更新可能である。期間経過後、少年は通常の拘禁制度に再統合されなければならない。この措置の期間は、四ヶ月の拘禁につき最長一二日である。

同様に、施設長は、唯一、少年の健康または安全を脅かす要素が継続しているかを考慮した上で、措置の更新を決定する権限を有する。

施設長は、当該少年の意見を聴取し、学際的チームの見解をえた後、いつでもこの措置を終わらせることができる。

4・9―秩序回復措置（MBO）

少年に適用される懲戒手続は、この公衆の年齢に懲戒的反作用を適応させる、二〇〇七年五月一日のデクレ第二〇〇七―八一四号及び二〇一〇年二月三日のデクレ第

二〇一〇—一六三四号によって実施される重要な改定の対象となった。かくして、少年に適用される懲戒法は、教育、職業訓練、家族関係の維持及び教育的援助に対する権利を保障しつつも、教育的制裁にその多くが取って代わられている。

但し、懲戒手続を枠にはめるのに必要不可欠な形式の厳守は、違反行為に対する即時的な反作用を不可能にする。かつては慎重になされた懲戒的制裁は、最も重大な行動に適応しており、一定の厳肅さが要求されるものであるが、日々増大する不作法が問題となる場合には、その意義及び有効性を失っている。

秩序回復措置は、この種の行為に即時的反作用をもたらすためのものである。

被拘禁少年に適用される秩序回復措置に関する二〇一二年三月一九日のDAP—DPJJ文書は、この措置の実施に関して、必要な条件及び指導原理を定める。

この文書は、MBOの原因となりうる違反行為を限定列挙し、MBOそれ自体を決定する。

この文書は、MBOの実施態様、有効化及び追跡可能性を設定する。同様に、この文書は、親権保持者及び拘禁を監督する任を負う司法官への情報伝達の態様を定める。

(井上宜裕)

(未完)

【付記】本資料は、二〇一九年度末延財団研究会助成による成果の一部である。